

那 霸 市 公 報

第 1 7 3 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那覇市障がい者福祉センター指定管理者の指定について (障がい福祉課)
..... 1323
- 平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ... 1323
- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理課) 1324
- 那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について (こども政策課) 1328
- 那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について
(こども政策課) 1328
- 那覇市識名児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について
(こども政策課) 1329
- 電線共同溝整備道路の指定について (道路管理課) 1330
- 平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課) 1332
- 那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について (福祉政策課) 1332
- 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について
(文化振興課) 1333

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)
..... 1334
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)
..... 1334
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)
..... 1335

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1336
- 牧志公設市場（衣料部・雑貨部）のあり方検討事業における公募の実施について（なはまち振興課）…………… 1336
- 真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1337
- 平成 31～33 年度エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について（クリーン推進課）…………… 1340
- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）…………… 1341

◇会計管理者訓令◇

- 那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 1342

◇消防局告示◇

- 消防法令違反に対する措置命令について…………… 1344

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1345
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について…………… 1345

◇監査委員公表◇

- 平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 1346

告 示

那覇市告示第 461 号

平成 31 年 1 月 7 日

掲 示 済

那覇市障がい者福祉センター指定管理者の指定について

那覇市障がい者福祉センター条例第13条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる施設
名 称 那覇市障がい者福祉センター
所在地 那覇市古島2丁目14番地4
- 2 指定管理者となる団体
名 称 一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会
所在地 那覇市古島2丁目14番地4
代表者 会長 高嶺 豊
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

那覇市告示第 464 号

平成 31 年 1 月 9 日

掲 示 済

平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 31 年 1 月 17 日 (木)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名 財産の取得について(電子黒板等)

那覇市告示第 469 号

平成 31 年 1 月 10 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

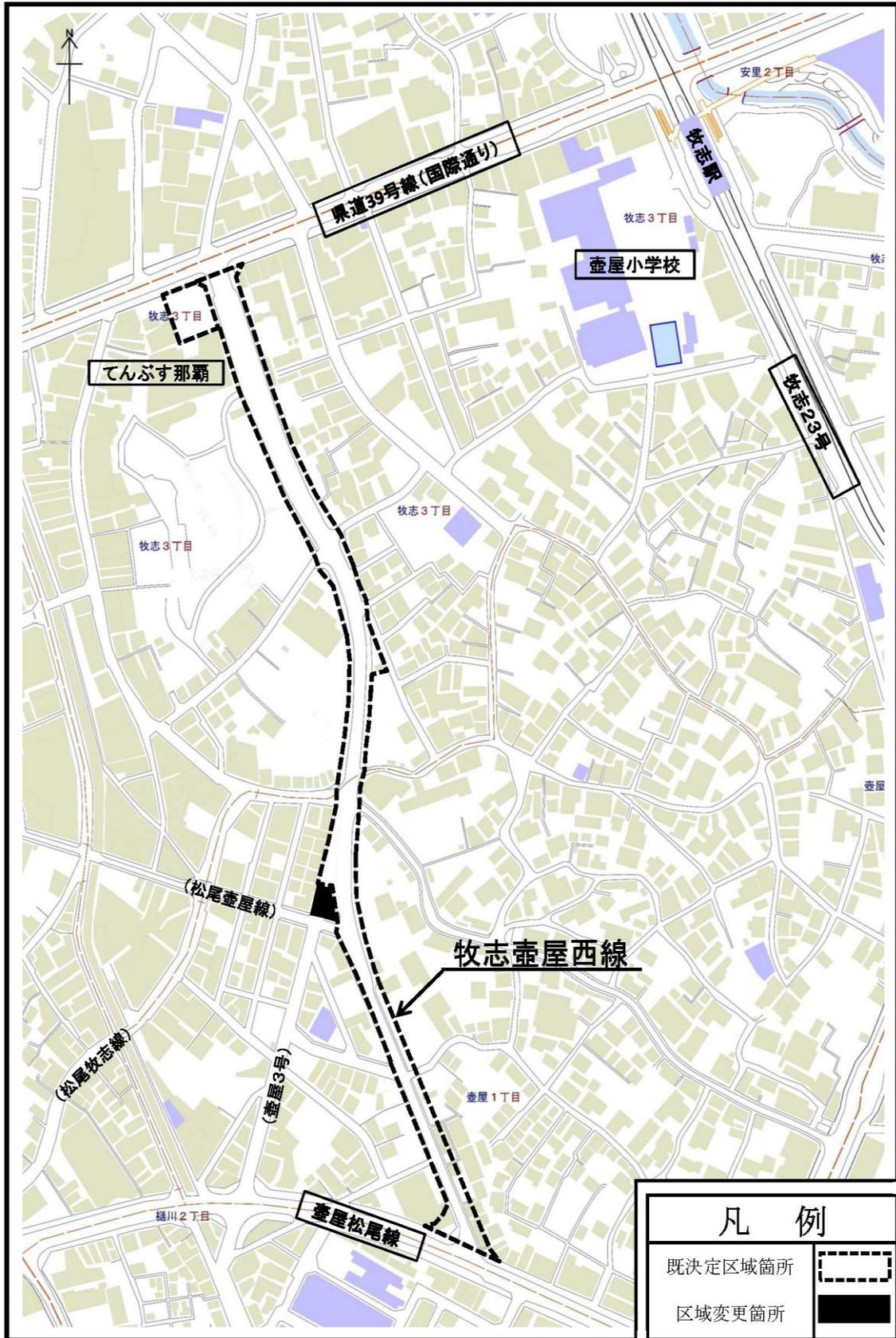
1. 区域変更する路線

整理番号	路線名	区 間 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志 3 丁目 107 番 20～ 壺屋 1 丁目 563 番	593.5	14.0～ 53.3	区域追加
711	壺屋 3 号	新 壺屋 1 丁目 59 番 11～ 壺屋 1 丁目 49 番 4	153.7	8.1～ 8.8	一部変更 (終点変更)
		旧 壺屋 1 丁目 59 番 11～ 壺屋 1 丁目 48 番 19	227.4	7.8～ 8.8	

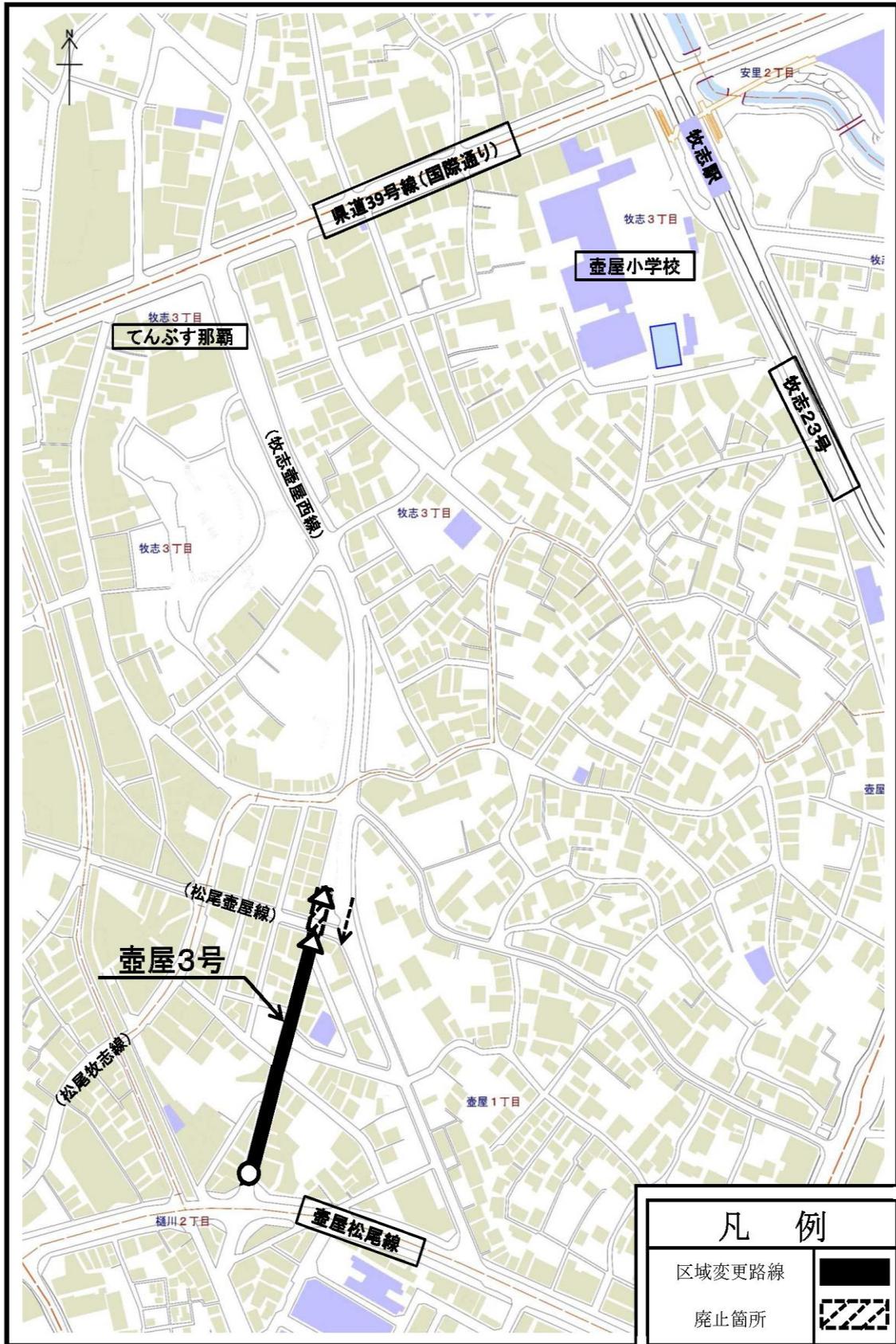
2. 供用開始する路線

整理番号	路 線 名	区 間 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志 3 丁目 107 番 20～ 壺屋 1 丁目 563 番	593.5	14.0～ 53.3	

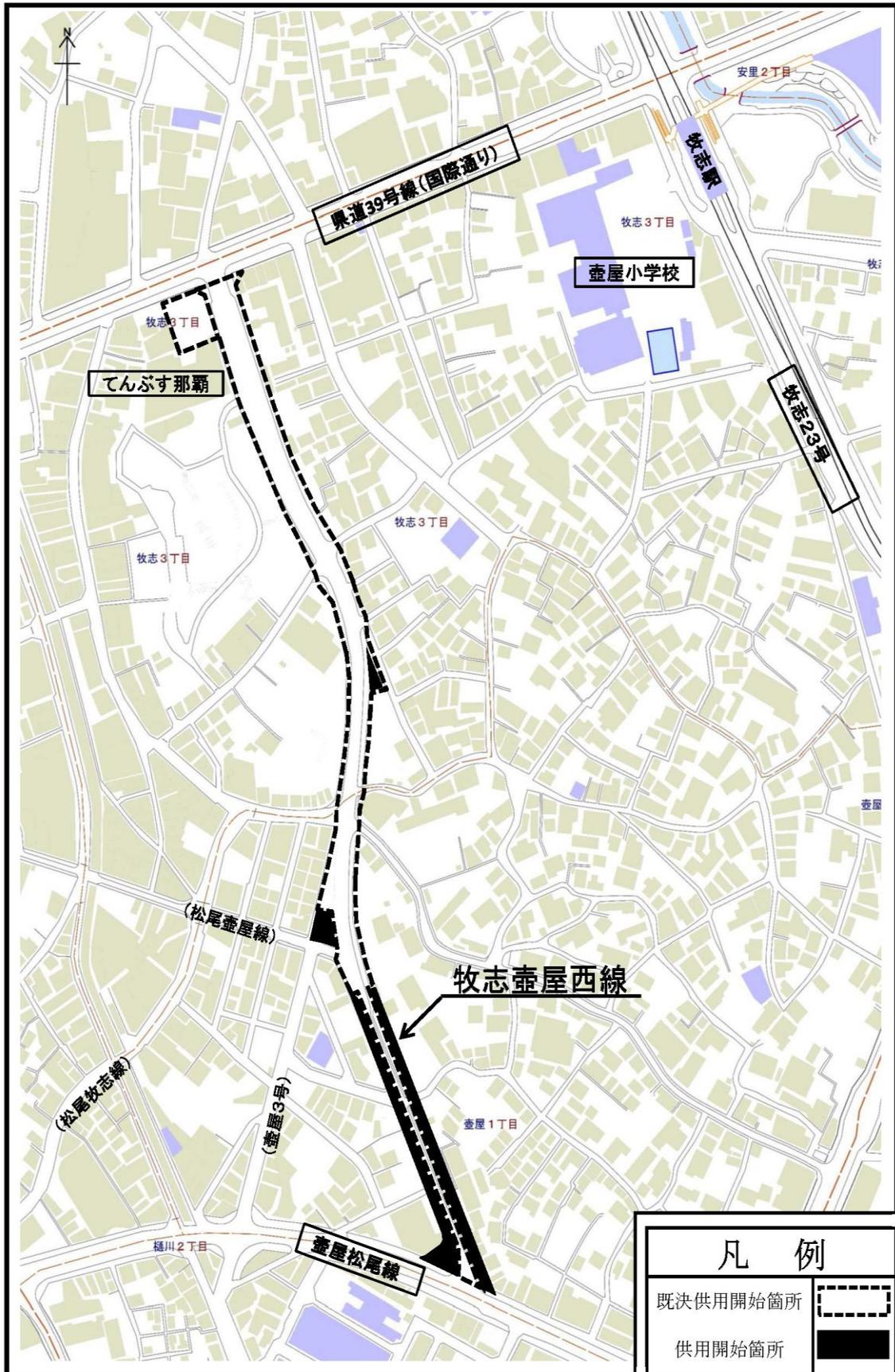
市道路線の区域変更位置図(参考図①)



市道路線の区域変更位置図(参考図②)



市道路線の供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 470 号
平成 31 年 1 月 11 日
掲 示 済

那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について

那覇市久場川児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 30 年 12 月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市久場川児童館
所在地 那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 わかめ福祉会
所在地 那覇市首里石嶺町 3 丁目 199 番地 2
代表者 理事長 饒平名 勝彦
- 3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日

那覇市告示第 471 号
平成 31 年 1 月 11 日
掲 示 済

那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市小禄児童館及び老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 30 年 12 月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項及び那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 39 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市小禄児童館及び老人福祉センター
所在地 那覇市小禄5丁目4番地2

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
代表者 会長 新本 博司

- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日

那覇市告示第 472 号
平成 31 年 1 月 11 日
掲 示 済

那覇市識名児童館及び老人福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市識名児童館及び老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成30年12月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年9月30日条例第40号)第15条第4項及び那覇市老人福祉センター条例(平成17年9月30日条例第39号)第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市識名児童館及び老人福祉センター
所在地 那覇市識名2丁目5番5号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
代表者 会長 新本 博司

- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日

那覇市告示第 484 号
平成 31 年 1 月 16 日
掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

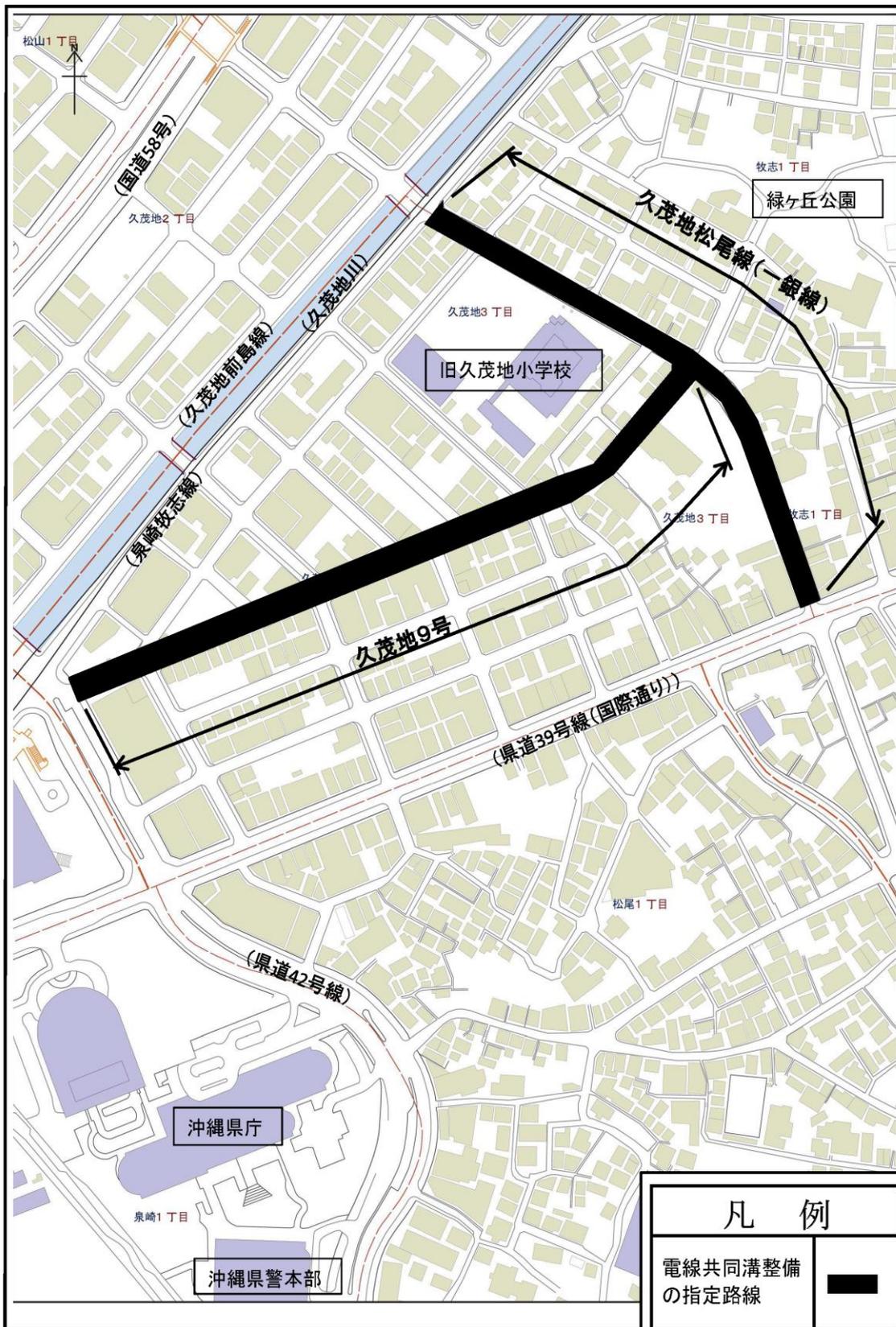
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道久茂地松尾線及び久茂地 9 号について電線共同溝を整備すべき路線として指定したので、同条第 4 項の規程に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間
久茂地松尾線	起点 那覇市牧志 1 丁目 947 番 1
	終点 那覇市牧志 1 丁目 109 番
久茂地 9 号	起点 那覇市久茂地 3 丁目 20 番 1
	終点 那覇市久茂地 3 丁目 27 番 6

電線共同溝整備道路の指定路線位置図(参考図)



那覇市告示第 485 号
平成 31 年 1 月 16 日
掲 示 済

平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 31 年 (2019 年) 1 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- 1 危険性除去へ米軍普天間飛行場の運用停止を求める意見書
- 2 普天間飛行場の一日も早い運用停止及び返還を求める意見書

那覇市告示第 487 号
平成 31 年 1 月 17 日
掲 示 済

那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市総合福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(平成22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成30年(2018年)12月那覇市議会定例会において同意を得たので、那覇市総合福祉センター条例(平成17年条例第45号)第17条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市総合福祉センター
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
代表者 会長 新本 博司
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

那覇市告示第 502 号
平成 31 年 1 月 7 日
掲 示 済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 施設名

- (1) 那覇市パレット市民劇場
- (2) 那覇市民ギャラリー

2 指定管理者

那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
パレットグループ

代表者 久茂地都市開発株式会社 代表取締役社長 長嶺 良三

3 指定予定期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2024 年（平成 36 年）3 月 31 日まで
（5 年間）

公 告

那覇市公告第 505 号
平成 31 年 1 月 8 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号 龍潭線1工区
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 平成31年1月8日～平成35年3月31日

那覇市公告第 506 号
平成 31 年 1 月 8 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号 龍潭線2工区
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 平成31年1月8日～平成35年3月31日
-

那覇市公告第 507 号
平成 31 年 1 月 8 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・25号 小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 平成31年1月8日～平成32年3月31日

那覇市公告第 508 号
平成 31 年 1 月 8 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 10 月 22 日 第 24-53-03 号 那覇市指令ま建指第 2019 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町四丁目 335 番 他 13 筆
1-3 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 30 年 12 月 20 日 那ま建指第 314 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 11 月 29 日

那覇市公告第 510 号
平成 31 年 1 月 9 日
掲 示 済

牧志公設市場（衣料部・雑貨部）のあり方検討事業を実施する受託業者を公募するため、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 牧志公設市場（衣料部・雑貨部）のあり方検討事業
- 2 事 業 内 容 「牧志公設市場（衣料部・雑貨部）のあり方検討事業業務仕様書」のとおり
- 3 提出書類の受付期間 平成 31 年 1 月 9 日(水)～
平成 31 年 1 月 23 日(水)17:00 必着
(土日、祝日を除く)
- 4 問い合わせ先 那覇市経済観光部 なはまち振興課 担当 高良
TEL:098-863-1750
Email:K-NAHA001@city.naha.lg.jp
- 5 詳 細 内 容 本件に関する仕様または提出資料等の詳細につきましては、
那覇市公式ホームページに掲載の「牧志公設市場（衣料部・
雑貨部）のあり方検討事業企画提案募集要項」をご確認ください。

那覇市公告第 511 号
平成 31 年 1 月 10 日
掲 示 済

真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎（那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号）
- (3) 契約期間 契約日から平成 31 年 3 月 15 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 県内を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有していること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (10) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 応募申込み及び業務委託仕様書配布期間

申込期間 平成 31 年 1 月 10 日（木）～平成 31 年 1 月 17 日（木）
午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課、及び、那覇市ホームページ

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

4 応募申込みに必要な書類

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定第 6 条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者である場合は、下記書類の、(1)及び(2)のみを提出してください。

- (1) 応募申込書（様式 1）
応募申込書に押印する印影については、法人の印鑑登録証明書と同一のものを使用して下さい。
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）
- (4) 印鑑登録証明書（原本）

(5) 納税証明書

市税の納税証明書 (原本)。非課税又は滞納がないことを証明するものに限る。

※「法人登記簿謄本又は登記事項証明書」、「印鑑登録証明書」、「納税証明書」は、いずれも発行後3か月以内とし、原本を提出すること。

5 応募書類の提出

応募者は、申込期間内に、応募申込書類を提出先に直接持参してください。(郵送、電話、FAX・電子メールによる受付は行いません。)

なお、書類に不備がある場合には受付を行いません。また、受付期間以外の受付は行いません。

【提出先】

那覇市泉崎1丁目1番1号 (本庁舎5階)

総務部 管財課 庁舎管理G

電 話 : (代表)098-867-0111(内2696) (直通)098-862-9904

6 現場確認

日 時 平成31年1月15日 (火)

午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)

※現地確認は個別に行いますので、希望者は、平成31年1月11日 (金) 午後3時までに、日程調整の連絡をお願いします。

7 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年1月10日 (木) ～

平成31年1月16日 (水) の正午まで

質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メール又はファックス、持参のいずれかの方法で提出すること。

※電話での質問へは回答いたしません。

回 答 日 平成31年1月18日 (金)

回答方法 申請者全員に電子メールにて回答。

8 入札執行の日時・場所

(1) 日 時 平成31年1月21日 (月)

午後1時30分 受付開始

午後1時45分 事前説明開始

午後2時00分 入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

9 入札時提出書類

(1) 入札書 (様式3)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状 (様式4)

10 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除する。

11 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理 G (本庁舎 5 階)

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電 話 : (代表)098-867-0111(内2696) (直通)098-862-9904

F A X : 098-862-9352

那覇市公告第 524 号

平成 31 年 1 月 21 日

掲 示 済

平成 31~33 年度エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。

- (2) エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託に係る指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱第2条の規定を具備すること。(那覇市ホームページ参照)
- 2 申請書類の配布方法
那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階 クリーン推進課(南風原町字新川650番地)にて配布する。または、那覇市クリーン推進課ホームページよりダウンロードする。
- 3 受付期間
平成31年1月22日(火)から平成31年2月4日(月)
(土日祝祭日を除く)午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)
- 4 申請書類の提出及び問い合わせ先
那覇市 環境部 クリーン推進課 管理グループ
電話 098-889-3567
-

那覇市公告第 533 号
平成 31 年 1 月 28 日
掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第86条第1項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号
第H30認定通知 那覇市000004号
- 2 認定年月日
平成31年1月28日

- 3 対象区域の地名地番
那覇市古波蔵3丁目340-19他

 - 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階
-

会計管理者訓令

那覇市会計管理者訓令第1号
平成31年2月1日

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成19年会計管理者訓令第1号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市会計管理者 上原 はつみ

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成19年那覇市会計管理者訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 室長の専決事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>事前合議</u>に係る次の事項の審査に関すること。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2 主幹の専決事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>事前合議</u>に係る1件300万円未満の支出負担行為の審査に関すること(賠償金を除く。)</p> <p>(9) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)第26条の会計管理者の確認</u>に係る次の事項の審査に関すること。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>那覇市予算決算規則第26条の会計管理者の確認</u>に係る1件300万円未満の支出負担行為の審査に関すること(賠償金を除く。)</p> <p>(9) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

消防局告示

那覇市消防局告示第4号
平成31年1月8日
掲 示 済

消防法令違反に対する措置命令について

消防法(昭和23年法律第186号)第4条に基づき下記の防火対象物に立入検査を実施したところ、消防法令違反があり、これまで違反是正について行政指導を行ってまいりましたが、一向に改善が見られないため、消防法第17条の4第1項に基づき関係者に対し、消防用設備等の設置命令を行ったものです。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

記

- 1 命令日時 : 平成31年1月8日
- 2 命令事項 : 建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 3 所在地 : 那覇市若狭二丁目4番地17
- 4 名 称 : 玉城ビル
- 5 用 途 : (16)項イ
- 6 管理権原者 : 株式会社サザンアイランドコンサル 代表取締役 上野 晃嗣

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 40 号
平成 31 年 1 月 11 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第1号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号 第 511 号
指定工事店名 有限会社大優工業
営業所所在地 沖縄県中頭郡読谷村字大湾 702 番地
代表者氏名 阿波根 庸優
有効期間 自 平成30年12月28日
至 平成35年3月31日

那覇市上下水道局告示第 41 号
平成 31 年 1 月 15 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
237	水衛管工事社	那覇市繁多川2丁目14番7-511号	親川 健一

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号
平 成 31 年 2 月 1 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年度定期監査（工事監査）結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領及び実施計画に基づき、契約金額が 1 件 2,000 万円以上(平成 30 年 9 月 6 日時点)で、平成 30 年 11 月 14 日(工事技術調査最終日)現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等 41 件の中から以下の 3 件を選定した。

- 平成 30 年度 鏡原 20 号道路改良工事
- 鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）
- 平成 30 年度 5 工区樋川地内公共下水道(雨水)工事

3 監査の期間

平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 1 月 15 日まで

4 監査の方法

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11 月 12 日から 14 日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士(建設部門)を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

なお、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等の機会を設けたが、申し出はなかった。

第 2 監査の結果

- 1 関係書類を審査し、説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

2 積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及び沖縄県土木建築部建築工事積算基準並びに沖縄県の実施設計単価表及び営繕工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。

3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見、現場施工状況調査における所見等について、那覇市平成 30 年度工事技術調査結果報告書（平成 30 年 12 月 3 日）として提出されている。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

第 3 各工事監査の結果

○平成 30 年度 鏡原 20 号道路改良工事

1 工事担当所管部署

都市みらい部 道路建設課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市鏡原町地内

(2) 工事内容

土 工 1 式

舗装工

車道舗装(再生ASアスコン) 350m²

歩道舗装(カラーAS合材)	388m ²
薄層カラー舗装(樹脂系すべり止め)	172m ²
安全管理費(交通誘導員延べ人数)	100人
排水構造物工	
管渠型側溝(400A)	80m
管渠型側溝(グレーチングタイプ)	20m
管渠型側溝(オールグレーチング)	10m
付属施設工	
歩車道境界ブロック	129m
地先境界ブロック	51m
視覚障害者誘導用ブロック	39m ²
区画線工	
車道外側線、車道境界線、車道中央線、ゼブラ、横断歩道、停止線、 各種矢印	各 1 式
植栽工	
高木移植	18本
構造物撤去工	
舗装版切断	136m
舗装版破碎	602m ²
殻(AS・CO)運搬処分	46m ³
各種既設構造物撤去	1 式
区画線消去(削取り式)	269m
(3) 工事設計業務受注者	
株式会社 東邦建設コンサルタント	
(4) 工事請負業者	
有限会社 浦添砂バラス産業	
(5) 工事契約日	
平成 30 年 7 月 27 日	
(6) 工事費	
設計金額	31,028,400 円
契約金額	28,512,000 円
請負率	91.89 %
(7) 工事期間	
平成 30 年 7 月 30 日 から 平成 30 年 12 月 26 日	
(8) 工事進捗状況	
計画出来高	45.9 %
実施出来高	43.3 % (平成 30 年 11 月 12 日現在)

3 調査項目 (着眼点)

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画・設計・仕様・積算・契約、施工管理・監理等の各段階における技術的な事項の実施状況について調査した。その結果はおおむね良好であると判断された。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述している。

現在、本工事の工程は、当初計画より若干遅れている状況にある。今後、電柱の移設や信号機に付随する感知器の移設が予定されているが、いずれも工程に影響を

及ぼすことが考えられるため、厳重な工程管理が必要である。また、施工現場は、交通量が多く、作業スペースも狭いため、完工まで十分な安全管理の継続に努められたい。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

那覇市道鏡原 20 号は、那覇市鏡原町地内に位置する、国道 329 号のとよみ大橋につながる交通量の多い路線である。特に、朝・夕は、慢性的な交通渋滞が発生しており、利用者や周辺の地域住民に大きな負担となっているため、交通渋滞の緩和対策が必要な状況にある。本工事は、当該路線を整備し、左折専用車線を増設する工事で、慢性的な交通渋滞を緩和させるためのものであり、実施計画は適切である。

ア 指摘事項等

(注意事項)

地下埋設物の調査が施工前に実施されていたが、その調査報告書が確認できなかった。今後の発注工事より管理を徹底されたい。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

本工事の設計委託業者は株式会社東邦建設コンサルタントであり、詳細設計期間は平成 28 年 7 月 20 日～平成 29 年 3 月 17 日である。予備設計は実施されていない。主な適用基準は、土木工事設計要領（沖縄県土木建築部：平成 23 年 3 月）等である。適切に設計業務が進められている。

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

設計報告書の 1 頁に適用した基準名を記載されたい。

イ 設計図書

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

設計図書に対する照査報告書を確認したところ、設計業者及び工事請負業者とも照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

ウ 特記仕様書

本工事の特記仕様書には、施工条件明示補足事項や環境配慮仕様書が添付されており、必要事項が記載されていることを確認した。

エ コスト縮減

本工事の本コスト縮減対策として、現場掘削土を埋め戻し等に再利用していることや植栽を再利用していることを確認した。

(3) 積算について

積算は、平成 30 年度土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）や沖縄県

土木建築部実施設計単価表（平成 30 年 4 月版）等を基に、適切に実施していることを確認した。市場単価に無いカラーアスファルト合材の単価は、3 者見積徴取の平均値より、決定していることを確認した。

ア 指摘事項等

（要望事項）

今後、設計書を照査するためのチェックリスト作成を検討されたい。設計書の記入漏れや記入間違い防止に役立つ。

(4) 契約について

ア 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札（事後審査型）を適用しており、予定価格は事前公表されている。入札参加者は 4 者であり、落札率は 91.89%である。

主な入札参加資格として、平成 29 年・30 年度の土木の格付が C 等級（ランク）の者であること、那覇市に本店が有るものであること等である。建設業法施行令第 6 条第 1 項第 2 号に規定されている必要な見積り期間（10 日間）は確保されていた。

イ 契約関係書類

契約関係書類は「那覇市建設工事請負契約約款」に基づき、適切に作成されていることを確認した。工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証関係、現場代理人・主任技術者届、工事カルテ受領書、工事着工届、建設業退職金共済費納入、施工体制台帳等の書類内容を確認した。

(ア) 指摘事項等

（要望事項）

施工体制台帳については、速やかな確認ができなかったため、書類管理を徹底されたい。

ウ 履行保証等

契約保証及び前払い保証については、西日本建設業保証株式会社による保証が行われている。契約保証は「那覇市建設工事請負契約約款第 4 条」に従い、適切に処理していることを確認した。前払い保証は「那覇市建設工事請負契約約款第 34 条」に従い、適切に処理していることを確認した。

エ 工事保険等

工事保険の加入状況を確認したところ、賠償責任保険や一般傷害保険等に加加入していた。また、市監督員は、加入している保険証券等の写しを入手していることを確認した。「那覇市建設工事請負契約約款第 50 条」に工事保険に関する事項が記されている。リスクマネジメントにおけるリスク対応「リスクの移転（保険を付けること）」は重要なことである。

(5) 施工について

ア 関係諸官庁への届出書類

道路使用許可申請書等の届出状況を確認したところ、適切であった。地域住民に対しては、工事請負業者より、工事内容を記した周知チラシを配布していることを確認した。また、交通情報センターから工事規制に関する情報提供を実施していることを確認した。

イ 施工計画書全般

施工計画書は、土木工事等共通仕様書（沖縄県土木建築部：平成 30 年 7 月）や土木工事施工管理基準（沖縄県土木建築部：平成 30 年 7 月）に基づき、適切に作成されていることを確認した。調査では、主に施工方法、施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、環境管理）、安全管理、施工監理（監督）について、重点的に調査した。施工計画書の提出状況を確認したところ、適切な時期に市監督員に提出していることを確認した。

(7) 指摘事項等

（注意事項）

- a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。
- b 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。

（要望事項）

- a 施工計画書の「照査用チェックリスト」及び「施工計画書作成用の手引書」を作成することが望まれる。照査用チェックリストや手引書の活用は、施工計画書作成の標準化につながる。
- b 本工事は、土砂等の運搬があるため、過積載防止が重要である。施工計画書に過積載の記載はあったが、記述量が少ないため、過積載防止対策（図入り）を十分かつ明確に記載するよう努められたい。

ウ 工程管理

工程管理は、工程計画に必要な事項、工程計画に基づく施工、工程の実態把握及び差異発生時の対応が重要となる。市監督員は、全体工程表、週間工程表、月報、日常の現場巡視等にて、工程状況を把握していることを確認した。

(7) 指摘事項等

（注意事項）

施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

（要望事項）

現在、本工事は当初計画より、若干工程が遅れており、今後、電柱の移設や信号機に付随する感知器の移設が予定されている。いずれも工程に影響を及ぼすことが考えられるため、厳重な工程管理に努められたい（工期末：平成 30 年 12 月 26 日 予定）。

エ 品質管理

材料承諾願いや材料品質証明書等に関する書類、施工に関する段階確認検査（品質、出来形、材料）の内容を確認した。

(7) 指摘事項等**(注意事項)**

書類内容及び検査内容は適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

オ 出来形管理

本工事の出来形は、土木工事施工管理基準（沖縄県土木建築部：平成 30 年 7 月）に準じており、管理内容は、出来形管理表で確認した。段階確認検査予定一覧表については、品質管理と同様、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

カ 写真管理

工事写真については、工事写真管理計画に従って、適切に管理していることを確認した。不可視部分の写真撮影を調査したところ、適切に管理していることを確認した。近年、検査データの改ざんが問題になっているため、各種立会検査では、市監督員は数値等を確認するだけでなく、工事写真の中に入って写る必要がある。本工事の立会検査では、市監督員が工事写真の中に入り、数値等を確認していることが、工事写真で確認できた。

(7) 指摘事項等**(注意事項)**

工事写真の一部に黒板の記載内容が見え難いものがあつた。今後、留意されたい。

キ 環境管理

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、建設廃棄物処理委託契約書、建設リサイクル法による通知書等を確認した。内容は適切である。

施工時の環境対策として、路盤材やアスファルト合材に再生骨材等を使用していること、低騒音・低振動建設機械を使用していること、赤土等流出防止対策マニュアルに基づき、汚濁流出防止に努めていることを確認した。

(7) 指摘事項等**(注意事項)**

環境配慮仕様書に配慮事項が種々定められているが、どの事項を適用したのかが分かるように、施工計画書に明記されたい。

ク 安全管理

施工計画書に記載している安全管理計画に基づき、安全管理活動を実施していることを確認した。書類にて、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全協議会の議事録、安全教育・訓練等の実施状況を確認した。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている(平成 28 年 6 月 1 日施行)。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

(要望事項)

本工事の内容に一部合わないチェックリストが用いられており、今後の工事から留意されたい。また、発注者側においても、安全パトロールチェックリストの作成を提案する。

ケ 施工監理(監督)

工事における履行内容の確認は、段階確認や施工プロセスチェックリストに従って実施していることを確認した。施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されていることを確認した。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

今後、工事施工調整会議(三者会議:発注者・設計者・施工者)の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)(平成 27 年 7 月:国土交通省 近畿地方整備局)を参考にされたい。

コ 工期変更・設計変更

調査時点では、工期変更及び設計変更は行われていない。

6 現場調査について

- (1) 現在、施工現場は、主に歩車道境界ブロックの設置が行われている状況であり、作業員は 7 名程度である。現場事務所は、施工現場より少し離れた位置にあり、事務所内は整理整頓されている。建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。

ア 指摘事項等

(注意事項)

- (7) 施工体系図を確認したところ、「監理技術者」と「主任技術者」の両方が記載されていた。本工事は、主任技術者の配置であるため、監理技術者は削除しておく必要がある。

(イ) 建設業の許可票に記載されている専任技術者の有無のところは、「有・無」ではなく、「専任・非専任」である。本工事は「専任」であるので訂正しておく必要がある。

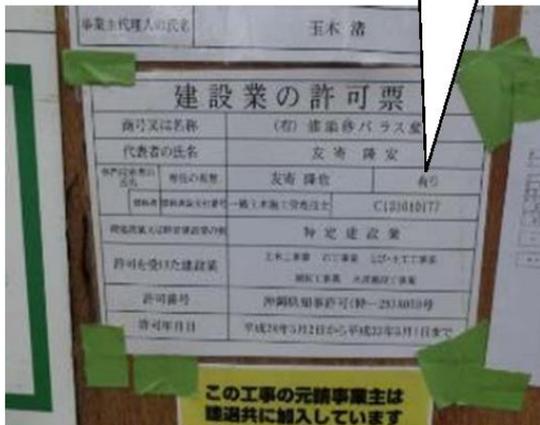
7 その他

本工事では、地域貢献として、現場周辺道路の清掃等を実施していることを確認した。今後、創意工夫や地域貢献を実施した場合は、実施報告書として提出するとのこと。

8 現場調査時の写真

「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第26条）。

(建設業の許可票)



(建設業の許可票等の掲示物)



(歩車道境界ブロック設置)



(現場調査状況)



○ 鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）

1 工事担当所管部署

生涯学習部 施設課

2 工事概要

(1) 工事施工場所

那覇市鏡原町 36 番 1 号

(2) 工事内容

建築用途	中学校
敷地面積	19,969.05 m ²
建築面積	1,999.01 m ²
床面積	2,547.10 m ²
各階床面積	1階 1,550.00 m ² 2階 602.61 m ² 3階 297.77 m ² 4階 96.72 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造
発注体系	分離発注
付帯施設	武道場、プール

(3) 工事設計業務受注者

泉設計・大村設備設計室共同企業体

(4) 工事請負者

善太郎組・金城組・仲村組共同企業体

(5) 工事契約日

平成 29 年 12 月 25 日

(6) 工事費

設計金額	890,352,000 円
契約金額	889,920,000 円
請負率	99.95 %

(7) 工事施工期間

平成 29 年 12 月 25 日 ~ 平成 31 年 2 月 28 日

(8) 工事進捗状況

計画出来高	63.2 %
実施出来高	55.1 % (平成 30 年 11 月 12 日現在)

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
- (2) 設計について
 - ア 事業目的に適合した設計となっているか。
 - イ 法令等に適合した設計となっているか。
 - ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
 - エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
 - オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。
- (3) 積算について
 - ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
 - イ 歩掛及び単価は適正か。
 - ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契約について
 - ア 契約の方法及び手続きは適正か。
 - イ 契約締結は適正か。
- (5) 施工及び現場調査について
 - ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
 - イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
 - ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
 - エ 法令等を遵守して施工されているか。
 - オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
 - カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
 - キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
 - ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
 - ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
 - コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画・設計・仕様・積算・契約、施工管理・監理等の各段階における技術的な事項の実施状況について調査した。その結果はおおむね良好であると判断された。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述している。

現在、本工事は、基礎工事が完了し、上部躯体工事に着手しているが、当初計画より若干工程が遅れている。引き続き、厳重な工程管理が必要である。また、本工事は、これまで無事故・無災害であるが、今後、作業量が急増するため、完工まで十分な安全管理の継続に努められたい。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

改築対象施設である既存屋内運動場は、昭和 54 年に建設されたものであり、既存プールは昭和 57 年に建設されたものである。両施設とも建設後 35 年が経過しており、老朽化が進展している状況である。先に行われた耐力度調査において、構造上危険と判断されたことから、改築に向けて、平成 25 年度に基本設計、平成 28 年度に実施設計を行い、平成 29 年度より改築工事に着手している。工事完了は、平成 30 年度を予定しており、実施計画は適切である。

ア 指摘事項等

(要望事項)

建築工事の計画通知関係書類については、分量が多いため、インデックスシール等を付けて、見やすい書類作成に努められたい。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

本工事の設計委託業者は、泉設計・大村設備設計室共同企業体である。基本設計期間は、平成 25 年 6 月 26 日～平成 26 年 2 月 14 日であり、実施設計期間は、平成 28 年 10 月 26 日～平成 29 年 6 月 30 日である。主な適用基準は、公共建築工事標準仕様書（建築工事）、建築設計基準、建築構造設計基準等である。適切に設計業務が進められている。

イ 設計図書

建築基準法による適合判定通知書（特定構造計算基準等に適合していることの証明）を確認したところ、適切に整備されていた。

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

施工前の設計図書の照査に対し、工事請負業者側の照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、工事請負業者側においても照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

ウ 特記仕様書

建築工事特記仕様書（建築工事編）により、詳細に規定されている。

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

特記仕様書に記した事項については、履行状況の確認に努められたい。

エ コスト縮減

主なコスト縮減対策として、施工時の残土が発生しない鋼管杭の回転埋設工法を、比較検討を実施した上、選定している。この工法を選定することにより、残土処理費が不要となる。また、本工法は、他工法と比較して、軽量の重機を使用することができるため、重機の走行や鉛直性確保を目的とした地盤改良を施す必要がない。コスト縮減対策として、有効である。

オ 環境対策

(ア) 前面道路から建物をセットバックすることで、景観上のボリュームを抑える配置計画としたこと。

(イ) 西日対策として、東西軸の配置とすることで、良好な室内環境の確保を図ったこと。

カ 耐震対策

既存の屋内運動場は、旧耐震基準となっているが、今回の改築工事を期に、現行の耐震基準に適合させている（重要度係数をⅡ類とし、地震力を割増して構造設計を実施している）。

(3) 積算について

積算は、建築工事積算基準書（沖縄県土木建築部）や営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）、実施設計単価表（沖縄県土木建築部）等を基に、適切に実施していることを確認した。見積りが必要なものについては、3 者以上の見積もりを徴取し、その最低値を採用している。見積りを徴取しているものは、鉄骨関係、PC 関係、杭工事関係等である。

(4) 契約について

ア 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札（事後審査型）を適用しており、予定価格は事前公表されている。入札参加者は1 者であり、落札率は 99.95% である。

主な入札参加資格として、共同企業体として、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書で合格の通知を受けた者であること、那覇市に本店が有るものであること等である。建設業法施行令第6 条第1 項第3 号に規定されている必要な見積り期間（15 日間）は確保されていた。

イ 契約関係書類

契約関係書類は「那覇市建設工事請負契約約款」に基づき、適切に作成されていることを確認した。工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証関係、現場代理人・監理技術者届、工事カルテ受領書、工事着工届、建設業退職金共済費納入、施工体制台帳等の書類内容を確認した。

ウ 履行保証等

契約保証については、コザ信用金庫による保証が行われている。前払い保証については、西日本建設業保証株式会社による保証が行われている。契約保証は「那覇市建設工事請負契約約款第4 条」に従い、適切に処理していることを確認した。前払い保証は「那覇市建設工事請負契約約款第34 条」に従い、適切に処理していることを確認した。

エ 工事保険等

工事保険の加入状況を確認したところ、建設工事保険や賠償責任保険に加入していた。また、市監督員は、加入している保険証券等の写しを入手している

ことを確認した。「那覇市建設工事請負契約約款第 50 条」に工事保険に関する事項が記されている。リスクマネジメントにおけるリスク対応「リスクの移転（保険を付けること）」は重要なことである。

(5) 施工について

ア 関係諸官庁への届出書類

埋蔵文化財事前審査願、事業行為通知書（沖縄県赤土等流出防止条例）、水資源有効利用・節水計画書等の届出状況を確認したところ、適切であることを確認した。

地域住民に対しては、工事請負業者より、工事内容を記した周知チラシを配布していることを確認した。

イ 施工計画書全般

施工計画書については、主に建築工事監理指針や建築工事標準詳細図等の基準に基づき、総合施工計画書、総合仮設計画書、地業工事（既存杭引抜）、地業工事（鋼管杭）、鉄筋工事（加工・組立・ガス圧接）、コンクリート工事等について作成されていることを確認した。

調査では、主に施工方法、施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、環境管理）、安全管理、施工監理（監督）について重点的に調査した。施工計画書の提出状況を確認したところ、適切な時期に市監督員に提出しており、計画内容に変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書を提出していることを確認した。

(7) 指摘事項等

（注意事項）

- a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。
- b 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。
- c 工事看板や安全施設等の配置、現場事務所の設置位置など、現場に配置するものは、配置図を作成し、施工計画書に添付されたい。
- d 鋼管杭の施工について、支持層到達の確認方法を施工計画書に記載されたい。

（要望事項）

- a 建築工事は、多数の施工計画書が必要になるが、共通した照査のポイントが整理できないか、検討されたい（施工計画書の照査ポイントをチェックリスト化する等）
- b 施工計画書に過積載の記載はあったが、記述量が少ないため、過積載防止対策（図入り）を十分かつ明確に記載するよう努められたい。

ウ 工程管理

工程管理は、工程計画に必要な事項、工程計画に基づく施工、工程の実態把握及び差異発生時の対応が重要となる。市監督員は、全体工程表、週間工程表、

月報、日常の現場巡視等にて、工程状況を把握していることを確認した。工程遅延に対するフォローアップについては、月報に記載していることを確認した。

現在、本工事は当初計画より若干工程が遅れているが、磁気探査等に時間を要したからであり（異常点：99箇所）、各工種の増員や施工方法の検討を行うことにより、遅延対策に努めている。工期末まで、あと約3ヵ月半あるが、雨天や施工状況等により、作業工程の遅延を余儀なくされることも考えられるため、今後も厳重な工程管理が必要である（工期末：平成31年2月28日）。

エ 品質管理

(7) 指摘事項等

(注意事項)

材料承諾願いや材料品質証明書等に関する書類等の内容を確認した。書類内容は適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

オ 出来形管理

本工事は出来形は、建築工事監理指針や建築工事標準詳細図に準じている。段階確認検査予定一覧表については、品質管理と同様、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

カ 写真管理

工事写真については、工事写真管理計画に従って、適切に管理していることを確認した。不可視部分の写真撮影を調査したところ、適切に管理していることを確認した。近年、検査データの改ざんが問題になっているため、各種立会検査では、市監督員は数値等を確認するだけでなく、工事写真の中に入って写る必要がある。本工事は立会検査では、市監督員が工事写真の中に入り、数値等を確認していることが、工事写真で確認できた。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

工事写真の一部に黒板の記載内容が見え難いものがあった。今後、留意されたい。

キ 環境管理

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、建設廃棄物処理委託契約書、建設リサイクル法による通知書、適合判定通知書（建築物のエネルギー消費性能の向上）等が整備されており、その内容も適切であることを確認した。

施工時に配慮した環境対策として、再生クラッシャーランを適用していること、沈砂池の設置や工事敷地周囲に小堤工を設置することで、工事敷地からの土砂の流出を防止していること、低騒音建設機械、排出ガス対応型建設機械を

導入していることである。

ク 安全管理

施工計画書に記載している安全管理計画に基づき、安全管理活動を実施していることを確認した。書類にて、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全衛生協議会の議事録、安全訓練等の実施状況を確認した。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務付けられている(平成 28 年 6 月 1 日施行)。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

ケ 施工監理(監督)

工事における履行内容の確認は、段階確認や施工プロセスチェックリストに従って実施していることを確認した。施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されていることを確認した。また、市監督員は、工事請負業者が行う工程会議(週 1 回開催)に出席し、施工状況の把握に努めているとの報告を調査時に受けた。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

今後、工事施工調整会議(三者会議:発注者・設計者・施工者)の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)(平成 27 年 7 月:国土交通省 近畿地方整備局)を参考にされたい。

コ 工期変更・設計変更

工期延期の予定は、調査時点ではない。設計変更の項目は、共通仮設工事、土工事、地業工事である。

6 現場調査について

(1) 現場施工状況

現在、施工現場は、基礎工事が完了し、上部躯体工事が行われている状況であり、作業員は 50 名程度である。12 月初旬には、上部躯体のコンクリート打設を予定しているとのこと。建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。

市監督員は、現場代理人及び監理技術者と適切に連絡を取り合っており、定期

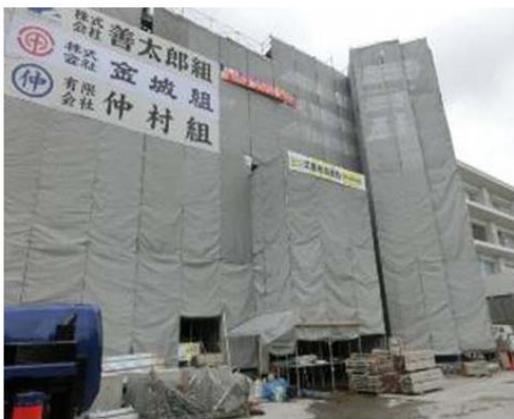
的に施工状況を確認している。良好な現場状況であることが確認できた。

7 その他

本工事では、地域貢献として、工事現場周辺の清掃活動を実施していることを確認した。今後、創意工夫や地域貢献を実施した場合は、実施報告書として提出するとのこと。

8 現場調査時の写真

(全景)



(屋内)



(建設業許可票等の掲示物)



(現場調査状況)



○ 平成 30 年度 5 工区樋川地内公共下水道(雨水)工事

1 工事担当所管部署

上下水道部 下水道課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市樋川地内

(2) 工事内容

開水路工

重力式擁壁護岸 (H=4.9m) 61.2m

底版工 115.9 m²地盤改良 3148.1 m³

付帯工 一式

転落防止柵設置工

コンクリート建込用 (H=1.1m) 61.7m

(3) 工事設計業務受注者

北斗設計 株式会社

(4) 工事請負者

南洋土建 株式会社

(5) 工事契約日

平成 30 年 8 月 13 日

(6) 工事費

設計金額 130,010,400 円

契約金額 119,465,280 円

請負率 91.89 %

(7) 工事施工期間

平成 30 年 8 月 13 日 から 平成 31 年 1 月 31 日

(8) 工事進捗状況

計画出来高 8.50 %

実施出来高 4.65 % (平成 30 年 11 月 13 日現在)

3 調査項目 (着眼点)

(1) 計画について

ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。

ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 法令等に適合した設計となっているか。

- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。
- (3) 積算について
 - ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
 - イ 歩掛及び単価は適正か。
 - ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契約について
 - ア 契約の方法及び手続きは適正か。
 - イ 契約締結は適正か。
- (5) 施工及び現場調査について
 - ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
 - イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
 - ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
 - エ 法令等を遵守して施工されているか。
 - オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
 - カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
 - キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
 - ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
 - ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
 - コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画・設計・仕様・積算・契約、施工管理・監理等の各段階における技術的な事項の実施状況について調査した。その結果はおおむね良好であると判断された。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述している。

本工事は、磁気探査より多量の異常点が確認され（232点）、その調査に時間を要したため、工程が若干遅れている状況である。今後、厳重な工程管理が必要である。加えて、本施工現場は、作業スペースが狭いため、車両接触事故に注意されたい。また、河川内に設置している昇降階段は、使用前点検を実施されたい（仮設工の事故は非常に多い）。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

本工事箇所であるガープ川排水路は、昭和 36 年から昭和 38 年にかけて整備さ

れたものであり、設置から 55 年が経過している。当該排水路の間知ブロック護岸には、ひび割れが発生しており、所定の耐震性能も備わっていないことから、平成 27 年度に、那覇市公共下水道長寿命化計画（ガープ川排水路【農連地区内】）を策定し、改築・更新を計画的に実施している。

本工事は、この公共下水道長寿命化計画の一環によるものである。また、本工事箇所は、那覇市農連市場地区防災街区整備事業区域内に位置しており、当該事業と一体的に改築・更新を行うものであり、実施計画は適切である。

なお、右岸（60m）は、平成 28 年度に改築更新を、下流の暗渠部（50m）は、平成 29 年度に更生工事を行っている。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

本工事の設計委託業者は、北斗設計株式会社である。基本計画設計期間は、平成 25 年 8 月 7 日～平成 26 年 2 月 28 日であり、詳細設計期間は、平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 1 月 30 日である。主な適用基準は、那覇市流域関連公共下水道事業計画書（平成 28 年度）、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）、道路土工・擁壁工指針（日本道路協会）等である。

施工箇所が軟弱な地盤であるため、施工可能な工法を比較検討の上、適切に選定している。雨水幹線管渠は、施設の重要度が高いため、要求される耐震性能を地震動レベル 1、2 で設定している。適切に設計業務が進められている。

イ 設計図書

(7) 指摘事項等

(注意事項)

- a 設計図書に対する照査報告書を確認したところ、単に適用項目にチェックマークが記されているだけで、設計照査の中身が見えない状態である。設計業者に対し、照査内容について、備考欄への記述を求められたい。
- b 施工前の設計図書の照査に対し、工事請負業者側の照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、工事請負業者側においても照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

本工事の特記仕様書には、施工条件明示補足事項や環境配慮仕様書、局地的な大雨に対する下水道施設内作業等の安全対策指針が添付されている。今後、特記仕様書の履行状況を随時確認されたい。

エ コスト縮減

(7) 護岸工に残存型枠を使用し、省力化を図っている。

(イ) 本工事箇所の下流側で実施した平成 29 年度 5 工区樋川地内公共下水道工事において、変更で設置した止水壁（フラップゲート）を存置し、本工事に

継続利用している。これにより、鋼矢板が無くてもドライ状態での護岸施工が可能になる（鋼矢板の削減）。

(3) 積算について

積算は、平成 29 年度土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）や平成 30 年度実施設計単価表 4 月（沖縄県）等を基に、適切に実施していることを確認した。

ア 指摘事項等

（要望事項）

今後、設計書を照査するためのチェックリスト作成を検討されたい。設計書の記入漏れや記入間違い防止に役立つ。

(4) 契約について

ア 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札（事後審査型）を適用しており、予定価格は事前公表されている。入札参加者は4者であり、落札率は91.89%である。

主な入札参加資格として、那覇市に本店を有する者（格付：A等級）等である。建設業法施行令第6条第1項第3号に規定されている必要な見積り期間（15日間）は確保されていた。

イ 契約関係書類

契約関係書類は「那覇市上下水道局工事請負契約約款」に基づき、適切に作成されていることを確認した。工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証関係、現場代理人・監理技術者届、工事カルテ受領書、工事着工届け、建設業退職金共済費納入、施工体制台帳等の書類内容を確認した。

ウ 履行保証等

契約保証については、大同火災海上保険株式会社による保証が行われている。前払い保証については、西日本建設業保証株式会社による保証が行われている。契約保証は「那覇市上下水道局工事請負契約約款第4条」に従い、適切に処理していることを確認した。前払い保証は「那覇市建設工事請負契約約款第34条」に従い、適切に処理していることを確認した。

エ 工事保険等

工事保険の加入状況を確認したところ、賠償責任保険や労働災害総合保険等に加入していた。また、市監督員は、加入している保険証券等の写しを入手していることを確認した。「那覇市上下水道局工事請負契約約款第50条」に工事保険に関する事項が記されている。リスクマネジメントにおけるリスク対応「リスクの移転（保険を付けること）」は重要なことである。

(5) 施工について

ア 関係諸官庁への届出書類

工事資材として、琉球石灰岩を使用する場合の出鉱証明書が提出されてい

いため、早目に対応すること。

イ 施工計画書全般

施工計画書は、下水道土木工事必携(案)(日本下水道協会:2014年)、土木工事共通仕様書(沖縄県土木建築部:平成29年7月)、土木工事施工管理基準(沖縄県土木建築部:平成29年7月)等に基づき、適切に作成されていることを確認した。調査では、主に施工方法、施工管理計画(工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、環境管理)、安全管理、施工監理(監督)について重点的に調査した。

施工計画書の提出状況を確認したところ、適切な時期に市監督員に提出しており、磁気探査異常点掘削箇所の確認探査については、別途、施工計画書を提出していることを確認した。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

- a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。
- b 工事看板や安全施設等の配置、現場事務所の設置位置など、現場に配置するものは、配置図を作成し、施工計画書に添付されたい。
- c 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。

(要望事項)

施工計画書の「照査用チェックリスト」及び「施工計画書作成用の手引書」を作成することが望まれる。照査用チェックリストや手引書の活用は、施工計画書作成の標準化につながる。

ウ 工程管理

工程管理は、工程計画に必要な事項、工程計画に基づく施工、工程の実態把握及び差異発生時の対応が重要となる。市監督員は、全体工程表、週間工程表、月報、日常の現場巡視等にて、工程状況を把握していることを確認した。工事請負業者は、工程会議を定期的で開催していることを確認した。

エ 品質管理

(7) 指摘事項等

(注意事項)

材料承諾願いや材料品質証明書等に関する書類を確認した。書類内容は、適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていない。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

オ 出来形管理

出来形管理は、土木工事施工管理基準(沖縄県土木建築部:平成29年7月)に準ずる。

段階確認検査予定一覧表については、品質管理と同様、施工計画書に記載さ

せるよう、指導されたい。

カ 写真管理

工事写真については、工事写真管理計画に従っていることを確認した。近年、検査データの改ざんが問題になっているため、各種立会検査では、市監督員は数値等を確認するだけでなく、工事写真の中に入って写る必要がある。本工事の立会検査では、市監督員が工事写真の中に入り、数値等を確認していることが、工事写真で確認できた。

キ 環境管理

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、建設リサイクル法による通知書等が整備されており、その内容も適切であることを確認した。建設廃棄物処理委託契約は、今後による。

施工時の環境対策として、再生クラッシャーランを適用していることや低騒音・低振動建設機械・排出ガス対応型建設機械を使用していることを確認した。今後、赤土等流出防止対策マニュアルに基づき、汚濁流出防止に努めるとのこと。

ク 安全管理

工事請負業者は、災害防止協議会を設置しており、施工計画書に記載している安全管理計画に基づき、安全管理活動を実施していることを確認した。

書類については、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全訓練等の実施状況を確認した。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている(平成 28 年 6 月 1 日施行)。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

(要望事項)

発注者側の安全パトロールチェックリストの作成を提案する。

ケ 施工監理(監督)

施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されていることを確認した。施工プロセスチェックシートは、工事が進捗するに従い、適用するとのこと(品質確保の向上に役立つ)。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

今後、工事施工調整会議(三者会議:発注者・設計者・施工者)の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質

確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)(平成27年7月:国土交通省 近畿地方整備局)を参考にされたい。

コ 工期変更・設計変更

調査時点では、工期変更の予定はない。

(ア) 設計変更

a 別途発注の磁気探査業務による異常点箇所の確認探査とそれに伴う掘削及び埋め戻し工事の追加・変更。

b 仮設工(鋼矢板)減

本工事箇所の下流側で実施した平成29年度5工区樋川地内公共下水道工事において、変更で設置した止水壁(フラップゲート)を存置し、本工事に継続利用することにより、鋼矢板が無くてもドライ状態での護岸施工が可能になる。

6 現場調査について

(1) 現場施工状況

現在、施工現場は、護岸背面の地盤改良が行われている状況であり、作業員は7名程度である。施行中の農連市場地区防災街区整備事業工事と本工事が隣接しているため、資機材の配置や隣接工事との調整に配慮して、工事を進めているとの報告を調査時に受けた。

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。市監督員は、現場代理人及び監理技術者と適切に連絡を取り合っており、定期的に施工状況を確認している。良好な現場状況であることが確認できた。

ア 指摘事項等

(注意事項)

本工事の作業場所は、狭いため、車両接触事故に注意されたい。また、河川内に設置している昇降階段は、使用前点検を実施されたい(仮設工の事故は非常に多い)。

(要望事項)

今後、救命具(浮き輪)を使用することを想定した安全活動の実施を要望する。

7 その他

今後、施工時における創意工夫及び地域貢献を実施した場合、これらの実施報告書を提出すること。

8 現場調査時の写真

(昇降階段)



(浮き輪)



(護岸工 (地盤改良中))



(護岸工 (地盤改良中))



(現場調査写真)

